

岐阜県公報

第 百 二 十 五 号
令 和 二 年 八 月 四 日

(火曜日)

目 次

告 示

岐阜県母子父子寡婦福祉資金貸付金の収納事務の委託

(子ども家庭課) 四〇九^ハ

公 示

土地改良区の合併認可

(農地整備課) 四〇九

土地改良区役員の退任

(西濃農林事務所) 四一〇

告 示

岐阜県告示第三百八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、岐阜県母子父子寡婦福祉資金貸付金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 受託者の所在地及び名称

東京都千代田区紀尾井町三番十二号紀尾井町ビル

弁護士法人一番町総合法律事務所

二 委託した事務の範囲

岐阜県母子父子寡婦福祉資金貸付金の借受人に係る滞納金の収納事務

三 委託期間

令和二年四月一日から令和五年三月三十一日まで

公 示

○土地改良区の合併認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七十二条第二項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和二年八月四日

令和二年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

合併後存続する 土地改良区名	合併により解散 する土地改良区名	認可年月日
五三土地改良区	養老町大場新田土地改良区	令和二・八・三

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和二年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住所
高須輪中土地改良区	令和二・六・二	理事	横井 明	海津市海津町西小島 二〇六番地

令和二年八月四日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社